

- 「サイバーセキュリティ関係法令Q&Aハンドブック」(法令ハンドブック)が、2020年3月に公表されてから、2年近くが経過。この間、サイバーセキュリティ関係法令の改正等の動きがあることから、法令ハンドブックの改訂を行うこととしたい。
- また、あわせて、法令ハンドブックについて、活用促進に向けてもご議論頂きたい。

## 法令ハンドブック Ver1.0 前文

読み手としては、経営層、企業においてサイバーセキュリティ対策を企画、立案し、経営層に必要な説明や助言を行う「戦略マネジメント層」及び法令対応を行う法務部門を想定し、現場で広く利用頂けるよう可能な限り平易な表現を心がけた。

【中略】

本書については、サイバーセキュリティに関する法令について今後も大きな変化が予想されることを踏まえ、継続的に必要な論点の検討を行いつつ、必要に応じ改訂・拡充等を行っていく予定である。

## サイバーセキュリティ戦略(2021年)の記述(抜粋)

### 4. 目的達成のための施策 ~Cybersecurity for All~

#### 4.2. 国民が安全で安心して暮らせるデジタル社会の実現

##### 4.4.2 人材の確保、育成、活躍促進

(1)「DX with Cybersecurity」に必要な人材に係る環境整備

①「プラス・セキュリティ」知識を補充できる環境整備

【中略】専門人材との協働等に資するよう、法令への理解を深めるツール等の活用促進を図る。

## 法令ハンドブックの課題

- ①改訂・拡充等(法令の改正等の動きの反映、トピック追加等) →次スライド、資料2-2
- ②活用促進(認知度の向上、利便性の向上) →次々スライド以下

## 想定される改訂事項について

- 現状の主なトピックと、改訂にあたり想定される主な考慮要素は以下のとおり。  
(詳しくは、資料2-2)
- これら考慮要素や、留意すべき事項についてご議論頂きたい。

### 現状の主なトピックス

- サイバーセキュリティ基本法関連
- 会社法関連 (内部統制システム等)
- 個人情報保護法関連
- 不正競争防止法関連
- 労働法関連 (秘密保持・競業禁止等)
- 情報通信ネットワーク関連 (IoT関連を含む)
- 契約関連 (電子署名、システム開発、クラウド等)
- 資格等 (情報処理安全確保支援士等)
- その他各論 (リバースエンジニアリング、暗号、情報共有等)
- インシデント対応関連 (デジタルフォレンジックを含む)
- 民事訴訟手続
- 刑事実体法 (サイバー犯罪等)
- 海外法令 (GDPR等)

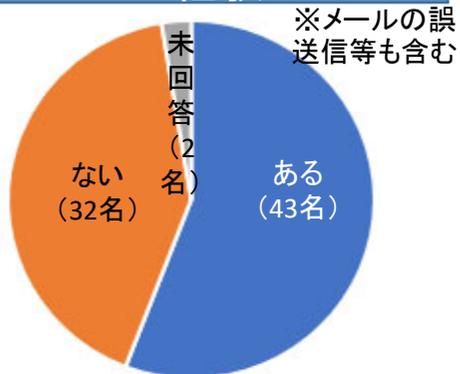
### 改訂にあたり想定される主な考慮要素

- ・デジタル社会形成基本法 等
- ・ガイドラインアップデート 等
- ・個人情報保護法改正 等
- ・判例アップデート 等
- ・テレワーク関連 等
- ・5G・ドローン法 等
- ・電子契約関連 等
- ・DX銘柄 等
- ・認証に関する法令、対内直接投資、  
ランサムウェア、サイバー保険 等
- ・判例アップデート 等
- ・刑事手続関連の追加 等
- ・GDPR以外の海外法令 (NIS指令 等)

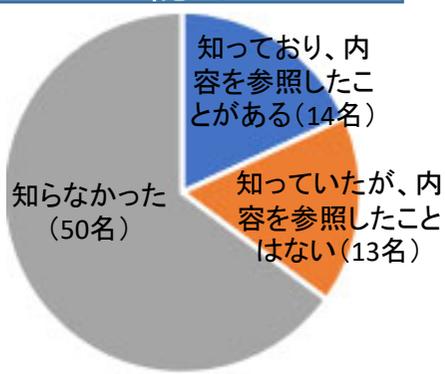
# 法令ハンドブックの普及啓発～企業法務部門へのアンケート調査

- ▶ 法令ハンドブックの主な利用者層として企業の法務担当が考えられるところ、「経営法友会」の会員企業（1333社）の法務担当等を対象に、サイバーセキュリティとの関わりや認知度についてアンケート調査を行った。（期間：2022年1月5日～18日、回答数77名）
- ▶ 活用促進のために、改訂版の普及啓発についてもご議論頂きたい。

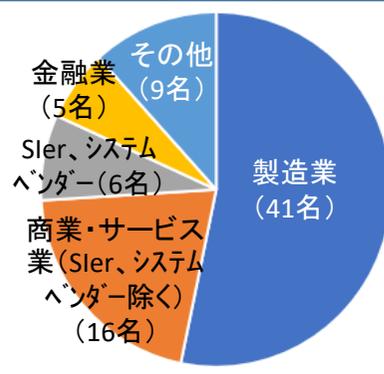
## インシデント※対応の経験



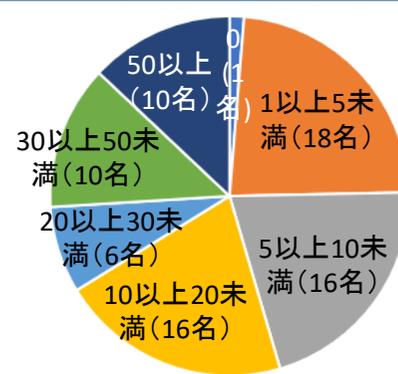
## 法令ハンドブックの認知



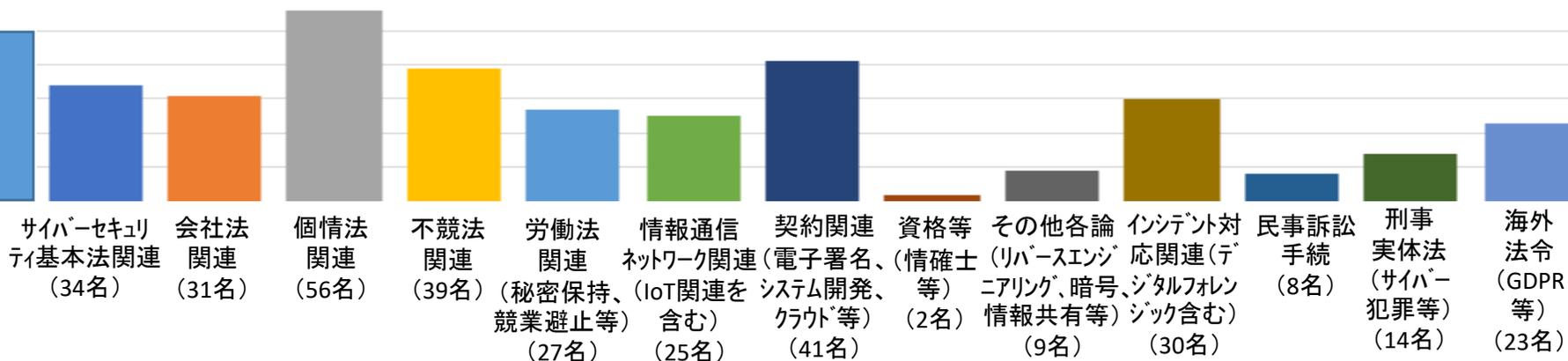
## 回答者の所属企業の業務分野



## 回答者の所属企業の法務部人員規模



## 法令ハンドブックの興味あるトピック(複数回答可)



## サイバーセキュリティとの関わり (自由回答・主な意見)

- ・社内にCSIRTがあり、自分又は部下が関与(補佐)している。
- ・CSIRT兼務があるわけではないが、部内担務で、サイバーセキュリティ関連を担当している。
- ・相談があれば応じる／インシデント発生時には関与する。
- ・特段、普段においてはサイバーセキュリティとの関わりを意識することはない。

# 利便性の向上について

- 現状は、NISCのページ上にpdfファイルで置いてあるところ、主に検索性の観点から利便性向上の要望も寄せられており、改訂版においては、htmlファイルでの公表も行う予定。
- その他、ISBN付番、図書館に納入する、各種研修の資料とする等の方策も考えられるところ。

## 現状

サイバーセキュリティ関係法令Q&AハンドブックVer1.0(令和2年3月2日)

### PDF版

- 全体版 (3.9MB) 



## 改訂版の公表イメージ

サイバーセキュリティ関係法令Q&AハンドブックVer2.0(令和●年●月●日)

### PDF版

- 全体版

### HTML版

- 全体版

トピック別

[目次](#)

[総説](#)

[凡例・略称](#)

[Q1 サイバーセキュリティの定義](#)

[Q2 サイバーセキュリティ基本法について](#)

[Q3 内部統制システムとサイバーセキュリティとの関係](#)

⋮

Q1 サイバーセキュリティの定義

法令上「サイバーセキュリティ」はどのように定義されているか。

タグ: サイバーセキュリティ基本法、サイバーセキュリティの定義

### 1. 概要

サイバーセキュリティ基本法(平成26年法律第104号、以下本項において「基本法」という。)第2条において、サイバーセキュリティが定義されている。保護すべき客体として情報、情報システム、情報通信ネットワークの3つを挙げており、外部からのサイバー攻撃への対応に限らないものとなっている。また、いわゆる情報のCIA(機密性、完全性、可用性)も定義の中に実質的に含まれている。

[https://www.nisc.go.jp/security-site/law\\_handbook/index.html](https://www.nisc.go.jp/security-site/law_handbook/index.html)

# 今後の想定スケジュールについて

2022年

